

別表 9(1) 水質管理目標設定項目及び検査頻度

	No	項目	省略可否	目標値	暫定値	実施検査頻度	設定理由等
水質管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物	—	0.02 mg/l以下		1回／年	過去において検出されていないが、安全性を確認する為1年に1回検査します。
	2	ウラン及びその化合物	—		0.002 mg/l以下		
	3	ニッケル及びその化合物	—	0.02 mg/l以下			
	4	亜硝酸性窒素が平成26年4月1日より水質基準項目となったため削除					
	5	1,2-ジクロロエタン	—	0.004 mg/l以下			
	6	トランス-1,2-ジクロロエチレンが平成21年4月1日より水質基準項目となったため削除					
	7	1,1,2-トリクロロエタンが平成22年4月1より削除					
	8	トルエン	—	0.4 mg/l以下		1回／年	
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	0.08 mg/l以下			
	10	亜塩素酸	—	0.6 mg/l以下			浄水処理過程で二酸化塩素を注入しないため、検査対象外とします。
	11	塩素酸が平成20年4月1日より水質基準項目となったため削除					
	12	二酸化塩素	—	0.6 mg/l以下			
	13	ジクロロアセトニトリル	—		0.01 mg/l以下	1回／年	過去において検出されていないが、安全性を確認する為1年に1回検査します。
	14	抱水クロラール	—		0.02 mg/l以下		
	15	農薬類		検出値と目標値の比の和として1以下			別表2(2) 参照
	16	残留塩素	—	1 mg/l以下			過去において検出されていないが、安全性を確認する為1年に1回検査します。
	17	硬度(Ca,Mg)	—	10 mg/l以上 100 mg/l以下			
	18	マンガン	—	0.01 mg/l以下			
	19	遊離炭酸	—	20 mg/l以下			
	20	1,1,1-トリクロロエタン	—	0.3 mg/l以下			
	21	メチルtertブチルエーテル(MTBE)	—	0.02 mg/l以下			
	22	有機物質(KMnO4)	—	3 mg/l以下			
	23	臭気強度(TON)	—	3 以下			
	24	蒸発残留物	—	30 mg/l以上 200 mg/l以下			
	25	濁度	—	1度以下			
	26	pH値	—	7.5程度			
	27	腐食性(ランゲリア指数)	—	-1程度以上とし、極力0に近づける			
	28	従属栄養細菌	—		集落2000以下 ／1mlの検水		
	29	1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 mg/l以下			
	30	アルミニウム及びその化合物	—	0.1 mg/l以下			

別表9(2) 水質管理目標設定項目(農薬類)及び検査頻度

水質管理目標設定項目 番号15		農薬類	検出値と目標値の比の 和として1以下	実施検査頻度	設定理由等
	番号	定期検査項目 (農薬名)	目標値(mg/l)		
農 薬 類	1	オキサジクロメホン	0.02 mg/l以下	1回/年	農薬の散布時期に合わせて検査します。
	2	カルタップ	0.08 mg/l以下		
	3	グリホサート	2 mg/l以下		
	4	テフリルトリオン	0.002 mg/l以下		
	5	ピラゾレート	0.02 mg/l以下		
	6	フェントラザミド	0.01 mg/l以下		
	7	フサライド	0.1 mg/l以下		
	8	プロベナゾール	0.03 mg/l以下		
	9	ブロモブチド	0.1 mg/l以下		
	10	ベンゾビクシロン	0.09 mg/l以下		

別表9 その他の検査項目及び検査頻度

	番号	定期検査項目	省略可否	基準値	実施検査頻度	設定理由等
そ の 他 の 項 目	1	ダイオキシン類	—	1pg-TEQ/L以下	1回/年	安全性を確認する為1年に1回検査します。
	2	クリプトスポリジウム 指標菌検査(大腸菌)	—	不検出	1回/月及び 1回/3月	汚染のおそれがないか確認するため、検査します。
	3	クリプトスポリジウム 指標菌検査(嫌気性芽胞菌)	—	不検出		